

和歌山工業高等専門学校学生の表彰に関する規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 令和 4 年 3 月 1 7 日

(趣旨)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校学則第 5 1 条の規定に基づく、学生の表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次に定めるとおりとする。

- 一 柑紀賞
- 二 学術賞
- 三 皆勤賞
- 四 特別賞

2 表彰は、別表に定める表彰の基準のいずれかに該当する者について行う。

(被表彰者の選考及び決定)

第 3 条 被表彰者の選考は、別表に定める推薦者の推薦に基づき、厚生補導委員会において行う。

2 校長は、前項に基づき被表彰者が選考されたときは、その都度被表彰者を決定する。ただし、前条第 1 項第 2 号及び第 4 号の表彰にあつては、運営委員会の議を経て被表彰者を決定する。

(表彰の期日)

第 4 条 表彰は、原則として別表に定める日に行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、校長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、記念品を授与することができる。
- 3 表彰状の様式は、別に定める。

(表彰の記録及び公示)

第 6 条 表彰された者は、記録に留めるほか、全学生に公示する。

(事務)

第 7 条 この規則の実施に伴う事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 9 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 3 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月3日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

表彰の種類		表彰の基準	推薦者及び推薦母体	表彰の期日
(第1号) 柑紀賞	ア	学業成績優秀で本校学生として模範である者	学科主任（総合教育科主任を除く。）及び専攻科長 学科及び専攻各1名とし、各学科及び専攻科において選考する。	卒業式及び修了式
	イ	外国人留学生でアの基準を満たす者	各学科主任（総合教育科主任を除く。）及び専攻科長 学科及び専攻で各1名までとし、各学科及び専攻科において選考する。	
(第2号) 学術賞	ウ	学術的に本校に貢献した者	学科主任及び専攻科長	卒業式及び修了式並びに終業式
(第3号) 皆勤賞	エ	無欠課の者	学科主任（総合教育科主任を除く。）	卒業式
(第4号) 特別賞	オ	学内外において学生の模範となる活動を行い、顕著な功績を収めた者	学生主事 本校職員から左記の該当者として申し出があった場合、厚生補導委員会において選考する。	その都度 (終業式等で報告する。)
	カ	全国大会又はこれに準ずる大会において、優秀な成績を修めた個人又は団体		